

令和 8 年 6 月 1 0 日 熊本地方裁判所刑事部宣告

令和 6 年（わ）第 1 0 5 号、同第 2 3 2 号 詐欺被告事件

判 決

主 文

被告人を懲役 3 年 6 月に処する。

未決勾留日数中 6 7 0 日をその刑に算入する。

本件各公訴事実中、令和 6 年 6 月 1 3 日付け起訴状記載の別表

【掲載省略】番号 1 の詐欺（土地購入代金名目での詐欺）の点については、被告人は無罪。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、「X 工務」の屋号で住宅の建設等を営んでいたものであるが、

第 1（令和 6 年 6 月 1 3 日付け起訴状の公訴事実関係）

別紙【掲載省略】記載の C から住宅新築工事費用名目で金銭をだまし取ろうと考え、真実は、約定どおりに C 方新築工事を行う意思がないのに、これがあるように装い、別表【掲載省略】記載のとおり、令和 3 年 4 月 1 9 日から同年 6 月 7 日頃までの間、熊本県人吉市 a 町 b 番地 c 所在の X 工務一級建築士事務所において、4 回にわたり、C（当時 7 2 歳）に対し、同年 4 月 1 9 日から同年 8 月 3 0 日又は同月 2 0 日までの工期で C 方新築工事を完了する旨のうそを言い、C をその旨誤信させ、C に、前記 X 工務との間で C 方新築工事に関する請負契約書を取り交わさせ、よって、同年 4 月 2 3 日から同年 6 月 8 日までの間、4 回にわたり、C をして、被告人が管理する株式会社 D 銀行 E 支店に開設された X 工務被告人名義の普通預金口座に工事代金の一部として合計 6 0 0 万円を振込入金させ、

第 2（令和 6 年 3 月 1 4 日付け起訴状の公訴事実第 1、第 2 関係）

- 1 別紙【掲載省略】記載のAから住宅新築工事費用名目で金銭をだまし取ろうと考え、真実は、約定どおりにA方新築工事を行う意思がないのに、これがあるように装い、令和3年10月7日頃、前記第1記載の事務所において、A（当時65歳）に対し、同月9日から令和4年1月31日までの工期でA方新築工事を完了する旨のうそを言い、Aをその旨誤信させ、令和3年10月9日、Aに、前記X工務との間でA方新築工事に関する請負契約書を取り交わさせ、よって、同月12日、前記事務所において、Aから前記工事代金の一部として現金300万円の交付を受け、
- 2 Aが前記第2の1のとおり誤信していることに乗じ、Aから住宅新築工事費用名目で金銭をだまし取ろうと考え、真実は、約定どおりにA方新築工事を行う意思がないのに、これがあるように装い、令和3年10月下旬頃から同年11月1日までの間に、前記第1記載の事務所において、別紙【掲載省略】記載のAの妻に対し、先に100万円を支払ってもらえば性能の良いシステムキッチンが100万円で導入できるので、工事代金300万円と合わせて400万円を被告人に支払ってほしい旨のうそを言い、Aの妻を介してAをその旨誤信させ、よって、同月2日、前記事務所において、Aから現金400万円の交付を受け、

第3（令和6年3月14日付け起訴状の公訴事実第3関係）

別紙【掲載省略】記載のBから住宅新築工事費用名目で金銭をだまし取ろうと考え、真実は、約定どおりにB方新築工事を行う意思がないのに、これがあるように装い、令和3年10月中旬頃、前記第1記載の事務所において、B（当時59歳）に対し、同月21日から令和4年6月30日までの工期でB方新築工事を完了する旨のうそを言い、Bをその旨誤信させ、令和3年10月21日、Bに、前記X工務との間でB方新築工事に関する請負契約書を取り交わさせ、よって、同月22日、Bをして、被告人が管理する前記第1記載の普通預金口座に前記工事代金の一部として200万円を振込入金

させ、
もって人を欺いて財物を交付させた。

(事実認定の補足説明及び一部無罪の理由)

1 争点等

検察官の主張する各公訴事実、概ね判示各記載のとおり、A、B及びC（以下「Aら」という）に対する住宅新築工事費用名目での詐欺のほか、Cに対して土地購入手続を完了する意思がないのに土地の売買手続を完了する旨告げて310万円をだまし取った（令和6年6月13日付け起訴状別表番号1）というものである。

X工務の屋号で工務店を営んでいた被告人が、令和2年7月の豪雨災害で被災したAらとの間で、判示各記載のとおり、Aらの新居の建築に関する請負契約書を取り交わし、Cからは判示第1別表【掲載省略】記載のとおり、Aからは判示第2記載のとおり、Bからは判示第3記載のとおり住宅新築工事費用の一部として各金員を受領したこと、被告人は、Cから、令和3年4月20日（以下年の記載のないものは令和3年とする。）、新居を建築する土地の購入代金として現金310万円の交付を受けたこと、被告人は各請負契約書記載の期限までにAらの新居の新築工事を行っていないことは証拠上明らかである。

弁護人は、被告人は、Aらとの約定どおりに新居を建築して契約を履行するつもりであったし、Cに関しては、約定どおりに土地の売買契約を完了するつもりもあったとして、被告人にAらに対する詐欺罪はいずれも成立せず被告人は無罪であると主張する。

当裁判所は、Aらに対する住宅新築工事費用名目での詐欺については、判示のとおり詐欺罪が成立すると判断し、Cに対して土地購入手続を完了する意思がないのに土地の売買手続を完了する旨告げて310万円をだまし取ったとする点については被告人は無罪であると判断したので、以下その理由につき補足して説明する。

2 前提事実

関係証拠によれば、次の事実が認められる。

(1) X工務の概要

被告人は、令和2年7月に熊本県内等で発生した豪雨災害後の令和2年9月頃から、熊本県人吉市内等で住宅の新築工事、リフォーム工事等を請け負っていたが、1月頃からは、X工務の屋号で同市内に事務所を設けて営業活動を行っていた。

X工務には最大15名程度の従業員がおり、大工等もいたが、基礎工事、左官、電気工事ができるものはいないなど、これらの工事等を下請業者に発注することなしに単独で住宅を新築することはできなかった。X工務では、顧客対応、下請業者や大工の手配、経理をはじめとして、その業務全般を被告人が主導していた。

被告人は、令和2年9月から6月末までに、新築工事を3件、リフォーム工事を3件、その他の工事を1件完成させた。被告人は、7月から12月末までには、リフォーム工事を3件、その他の工事を2件完成させたが、完成させた新築工事はなかった。X工務で施工した新築工事、リフォーム工事については、予定された工期で終了しなかったものが多かったが、中には3月20日から6月20日までの予定工期だった住宅新築工事を6月下旬頃までに完成させたものもあった。

(2) 被告人の財務状況等について

被告人には、X工務の開業時点で、Yホーム、Z工房の屋号でそれまでに行っていた事業の関係で被告人個人としての負債があり、下請業者や顧客から下請代金の支払や請負代金の返還を求める訴訟を提起されていた。

被告人名義等の被告人が管理する銀行口座8口座の預金額は、令和2年10月以降、入金直後でも残高は合計最大800万円程度であり、被告人が管理する銀行口座に、顧客からの代金の振込を受けたり、顧客から代金の支払を受けて被告人が入金したり、被告人が自己資金を入金したりしても、ほどなくしてクレジットカード会社等への振込や出金がされ、その後の残高としては、ほぼ数万円から数十万円で推移し、4月13日時点では合計33万6329円、10月7日時点では131万7946円であった。

そのような状況の中、被告人は、3月9日には、クレジットカードで260万円

分の高額な腕時計やバッグ等を購入して翌日に１９５万円で売却し、それ以降も令和４年２月１２日までの間に、クレジットカードで合計２２０７万円分の腕時計やバッグ等を購入し、購入翌日までに合計１６４４万５０００円で売却又は質入れしていた。X工務の従業員に対する給与は、１２月から支払が遅れるなどし、被告人は、令和４年２月頃にはX工務を休業するなどと言って人吉市を離れた。

被告人には人吉市内で事業を開始する前から付き合いのある人吉市近辺の下請業者はなかった。X工務と関係のあった下請業者は、判明しただけで２４社あり、令和４年７月時点で、判明している下請業者に対する請負代金総額約１４００万円のうち約７００万円が未払いとなっており、未払額は月を経るごとに増加した。全額支払いを受けている下請業者を含め、９月末時点で、X工務からの依頼は受けないことにしていたり、実際に依頼を断ったりした下請業者も複数あった。

(3) Cとの請負契約について

ア Cは、X工務の従業員から紹介を受けた熊本県人吉市内のF所有の土地（以下「本件土地」という。）をX工務の仲介で購入し、X工務に住居を新築してもらうことにした。同土地には、被災して使用できなくなった建物（以下「本件被災建物」という。）が残っており、まず、公費解体の手続により同建物を解体・撤去した上で、Cの新居の建築に取り掛かることになっていた。Cは、建築費用については、災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例を利用するほか、被災者生活再建支援金のうち、住宅を建設する場合に支払われる加算支援金等で賄うことを考えていた。

Fは、本件土地を３００万円で売却するつもりであり、４月１８日頃、FはX工務の従業員から本件土地売却の手付金として３０万円を受け取った。Cは、４月１９日、本件土地購入の手付金として３０万円を被告人らに交付し、４月２０日、土地の購入代金として３１０万円を被告人らに交付した。

イ Cは、４月１９日、被告人との間で、工事場所を本件土地、請負代金を１７１万２０００円とし、工期を同日から８月３０日までなどとする請負契約書を作

成するとともに、建物の1階平面図が添付された上記金額と概ね同金額の見積書の交付を受けた。見積書の金額は、具体的に下請業者に見積りを依頼して算出したものではなく、被告人の経験から見積もったものであった。

被告人とCは、その後4月23日頃までの間に、上記の請負契約書中、請負金額を1200万円、工期を4月19日から8月20日までなどに変更した請負契約書を作成した。

Cは、被告人から、2通目の請負契約書を作成する頃までに、上記支援金が振り込まれたら工事代金として200万円支払うよう、また、これとは別に工事代金として200万円を支払うよう言われ、前者については、6月7日にこれを被告人の管理する口座に振込入金し、後者については、4月23日にこれを同口座に振込入金した。さらに、Cは、被告人から、同日、工事代金として、100万円を支払うよう言われ、同日にこれを同口座に振込入金し、6月7日頃、外構工事の工事代金として100万円支払うよう言われ、6月8日これを同口座に振込入金した。

ウ 本件被災建物の公費解体は、当初6月中旬頃に開始することが予定されていたが、8月頃に行われた。被告人は、Cから土地代として受け取った310万円をFには交付せず、Cとは別の者から、購入する土地の上に住宅を新築するよう依頼を受け、同月頃、同人に本件土地を紹介した。

(4) Aとの請負契約について

Aは、公費解体を経て更地になった自己所有の土地の上に妻子と居住するため、X工務に住居を新築してもらうことにし、建築費用については、住宅ローンであるフラット35を利用することなどで賄うことを考えていた。Aは、10月9日、被告人との間で、請負代金を1800万円とし、工期を同日から令和4年1月31日までなどとする請負契約書を作成した。

Aは、同日、被告人から、300万円を材料費の購入に使いたいのですぐ支払ってほしい旨言われ、同月12日、被告人に現金300万円を交付した。10月25日頃、X工務の従業員は、上記土地上に縄を張る作業をした。

Aの妻は、11月2日頃までに、被告人から資金繰りが苦しいので工事代金として300万、いいシステムキッチンを入れるため100万円の合計400万円を支払うよう言われたことから、Aに相談し、Aは、11月2日、被告人に400万円を交付した。Aの妻は、X工務に工事を進めてもらえない者がいるという噂を耳にしたことから、11月9日頃、消費生活センターに相談し、Aは、弁護士に対する相談を経て、被告人に対し、請負契約を解除する旨通知した。

被告人とAらは、上記請負契約書作成後も新居の間取り等に関してやり取りをしていたが、上記の相談までに確定はしていなかった。

被告人は、外部の業者に依頼して、Aの新居の新築に関し、建築確認申請をし、令和4年1月頃には建築確認済証が交付された。

(5) Bとの請負契約について

Bは、新たに土地を購入し、当時居住していたみなし仮設住宅の退去期限の令和4年6月末までに住居を新築してもらうことにした。Bは、土地についてX工務で探してもらうほか、自分でも探すことにし、建築費用等については、令和4年4月27日に60歳になることから、申込時点で60歳以上であることが要件となる災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例を利用することなどで賄うことを考えていた。

Bは、購入する土地や住宅新築工事費用は確定していなかったが、10月21日、被告人との間で、工事場所を当時のBの住所、工期を同日から令和4年6月30日までなどとする請負契約書を作成した。

被告人は、同年3月5日頃、同日付けの見積書を作成し、Bに交付した。同見積書には、建物代金額が1569万8940円、土地購入額が110万円との記載がある。見積書の金額は、具体的に下請業者に見積りを依頼して算出したものではない。

3 検討

(1) Cに対する新築工事費用名目の詐欺罪の成否について

ア Cの供述について

Cは、新築工事費用の請求の経緯に関し、被告人との間でまず1717万2000円の請負契約書を作成したが、土地の代金なども払っているし、そもそも坪単価が高めだと思ったことから、被告人を問い詰めて1200万円に変更してもらった、工期については、被告人が当初8月中と設定し、変更後も2通目の契約書どおりに8月20日までにできるというので、その前提で契約した。その後、本件被災建物の公費解体がなかなかされず、ようやく公費解体が始まったが、解体中の作業員から被告人が解体作業を遅らせていると聞いた、被告人を問いただしたが、被告人から納得のいく説明はなかった、被告人から、他の人の家を建てており、こちらを優先するという話をされたことがあったが、被告人に対して、自分の建物完成を遅らせていいと了解したことはない、土地代金として支払った310万円を返すよう被告人に言ったら、被告人が310万円を返す旨の誓約書を作成した旨述べているところ、Cの供述は、2通の請負契約書の内容や、Fの供述やX工務の従業員であったGの証言などによって裏付けられており、十分信用できる。

イ 一般的に、新築住宅の建築請負に際し、その完成時期については、設計の確定、建築確認申請及び住宅ローンの申請等にどのぐらいの期間が必要となるかや、下請業者に発注するものも含めた職人や資材の確保の見込み等を踏まえて設定することになると考えられ、請負人が工期を提示する場合、よほどゆとりのある日程でなければ、上記のような要素を考慮したスケジュール設定が必要となる。しかしながら、Cとの間で請負契約書を作成した4月19日時点では、Cの新居の建設用地となる土地は本件土地に決まり、その所有者の売却意思もあったものの、同土地の購入のみならず、同土地上の建物の公費解体は完了していなかった上、仮にこの段階でその日程が決まっていたとしても、6月中旬頃の予定であったというのであるから、そこから必要に応じて測量し、建築確認申請や地盤調査を経て住宅新築工事を着工することになる。加えて、X工務の従業員のみではCの新居を完成させることはできないのに、被告人やX工務の従業員が、Cの新居の完成に向けて、X工務単独でできる資材の確保や、下請業者との間で具体的に見積りの依頼や資材の確保

等をはじめていた形跡はないし、X工務はこの段階では別に住宅新築工事を行っているものの、3月9日には被告人がクレジットカードで購入した物品の売却を開始するなど資金繰りが厳しい状態にあったといえる。そのような状態では、約4か月でCの新居を完成させるのは現実的に困難であったといえる。

そして、被告人としても、Cの新居に関して資材を確保したり、下請業者に依頼したりできていないことは認識していたと容易に推認できる上、4月19日の前後においても、被告人の管理する預貯金口座の残高は僅少な額で推移し、入金がされても直ちに他の支払や出金がされていた状態にあり、しかも、前記のとおり被告人は、クレジットカードで260万円分の時計等を購入して直ちに売却することで現金を確保していたのあるから、下請業者や資材の確保のための資金繰りが容易ではないことも認識していたと推認できる。そうすると、被告人は、約4か月でCの新居を完成させることはできないと認識していたのに、Cに約4か月でCの新居を完成させる旨告げるなどし、見込みがたたないまま順次工事代金が必要と告げたと推認でき、その上で約定どおり新築工事が完了すると誤信したCから合計600万円の振込入金を受けたというべきである。

したがって、被告人にCに対する新築工事費用名目の詐欺罪が成立する。

ウ 被告人は、Cに対する新築工事費用の請求の経緯に関し、公判廷において、4月19日頃、Cに対し、梅雨が入るし、解体も今の例からいって遅れるケースが多いから、多少遅れるかもしれない旨伝えたところ、Cからは、年内だったら大丈夫という回答をもらっていた、当初は1700万円の家を建てる前提だったが、2人で住むなら1200万円の2LDKの家で十分ですとあって勧めるとCはそれもそうだななどと言うので、1200万円で契約し、工期もお盆前に引き渡したいという意向があったから短縮した、公費解体前後に本件土地の公図を取得しようとしたら存在せず、測量等をしようとしたが、災害の影響で測量等が令和4年3月か4月以降になると言われた、また、X工務では、基礎工事と足場とクロス以外は自前ででき、インターネット等で依頼可能だったなどと供述する。Cが12月末までの

工期でよいというのであれば請負契約書の記載を12月末とすればよいだけであるし、被告人が、Cから310万円の返還を求められ、同月、X工務の資金繰りの都合で迷惑を掛けているなどと記載し、公図がないことについては特に記載のない誓約書を作成したことを説明できず、到底信用できない。また、X工務が自前で大半の工事を施工可能だったという点では、X工務では基礎工事、足場、クロス関係のみならず、左官、電気工事、塗装、水道工事等各種の下請業者を実際に利用していることと矛盾し、信用できない。

(2) Cに対する土地購入代金名目の詐欺罪の成否について

Cは、被告人に対し、4月20日に土地購入代金として310万円を交付したものの、被告人はその後310万円をFに渡していなかった上、Cとは別の者に本件土地を紹介している。被告人は、後者につき、本件土地の面積が広いので一部を譲ってもらえると思い、Cには言わずに紹介したなどと述べており、不合理な内容で信用できない。

しかしながら、Cは、310万円交付までに被告人との間で300万円で本件土地を購入するという話はできており、同じ水害被害者であるFにお金を払いたいと思い、X工務側にその旨伝え、被告人がFさんに渡しておきますと言っていた旨述べ、前提として被告人から売買手続のため310万円を近日中に払うよう言われたとは明確には述べておらず、売買代金額が一応決まった後、4月19日、Cが被告人から、公訴事実記載のとおり、土地売買手続を完了する旨言われたかどうかは判然としない。加えて、前記のとおり、本件被災建物については当初6月に解体が予定され、X工務では、この頃、Cの新居とは別の新築工事を完成させるなどしていたものであるし、被告人が、Fに310万円を渡さなかったり、Cとは別の者に本件土地を紹介したりしたのは、Cから310万円を受け取った後、事業がうまくいっていなかったためにこのような行動に出た可能性を否定できない。そうすると、1通目の請負契約書を作成した4月19日の時点で、Cの新居新築工事の工期が約定の期日に間に合わないことを被告人が認識していたことを前提としても、同

日時点で、被告人がCの新居新築工事を行う意思がなかったと推認するには合理的な疑い残り、そうすると、同日時点で被告人に、新築工事の前提となる土地の購入を完了する意思がなかったと推認するにも合理的な疑い残る。

したがって、被告人にCに対する土地購入代金名目の詐欺罪は成立しない。

(3) Aに対する詐欺罪の成否について

10月の段階では、X工務からの仕事の依頼を受けない下請業者も複数いる状態になっていたが、被告人やX工務の従業員が、新たに引き受けてくれる下請業者を見つけたり、Aの新居の完成に向けて、X工務単独でできる資材の確保や、下請業者との間で具体的に見積りの依頼や資材の確保等をはじめたりした形跡はない。加えて、この段階では、被告人の財務状況はますます悪化していたところ、工事に必要な資金やX工務の大工等の従業員の給与を確保するには、実際に被告人が行っていたクレジットカードで購入した物品の売却等のほか、顧客との間で新築工事やリフォーム工事を多数契約し、支援金や自己資金から着工前に一部の代金を支払ってもらったり、進行中の工事を完成させて工事代金を支払ったりしてもらう方法があり得る。しかしながら、クレジットカードで購入した物品の売却等を継続して行っているような状態であれば、もはや工事に必要な資金やX工務の大工等の従業員の給与をほとんど賄えていないということが推認できるし、X工務は、この頃には、住宅の新築工事やリフォーム工事をほとんど行えていなかった。そうすると、年末年始を挟んだ約4か月弱の工期で、上記の資金を確実に確保しつつ、確定していない間取り等の確定や建築確認申請等に加え、これまでの未払い等のため引き受け手を見つけることは難航するであろう下請業者探しをした上、下請業者との間で具体的に見積りの依頼等を経て着工し、Aの新居を完成させることは現実的には困難であったといえる。

そして、被告人としても、X工務の上記のような状態は当然認識していたと推認でき、被告人は、約4か月弱でAの新居を完成させることはできないと認識していたのに、Aに約4か月弱でAの新居を完成させる旨告げるなどし、見込みがたな

いまま順次工事代金が必要と告げたと推認でき、その上で約定どおり新築工事が完了すると誤信したAから合計700万円の交付を受けたというべきである。

したがって、被告人にAに対する詐欺罪が成立する。

被告人は、約定どおりAの新居を完成させるつもりだったが、Aとの間で、打合せをしてその過程で図面を作成し、現地に縄張りをするなどして、建築確認申請も実施するなど手続を進めていたところ、Aが11月2日以降電話しても応答なくなり、建築用地にも入口に鍵のかかった鎖がかかっていたため工事を進めることができなくなった、建築確認申請は、夏頃までは1か月以内でできており、11月にできる予定だったが、従業員が確認したところ、1か月以上遅れると言われ、1月まで延びてしまった旨供述するが、そもそも被告人の携帯電話機の通話履歴を見ると、11月3日から令和4年1月21日までの間に、A使用の携帯電話機との間で、4回にわたり、それぞれ73秒、68秒、563秒、95秒通話していることが認められるのであり、連絡は取れなくなっていないし、Aが金銭の交付後に積極的に協力しなくなったからといって、詐欺罪の成否に影響するものではなく、前記検討によれば、被告人に詐欺の故意があったことは揺るがない。

(4) Bに対する詐欺罪の成否について

Bの新居の工期については、ほぼ同じ時期に請負契約書を作成したAの約4か月弱よりもだいぶ長い約8か月となっている。もっとも、Bについては、新居を建築する土地を購入しておらず、請負契約書の作成段階で具体的に候補地も決まっていない状態であったから、適地を探す相応の時間が当然必要となる。加えて、前記のとおり、10月時点の被告人の状況のもとでは、工事に必要な資金やX工務の大工等の従業員の給与を確保しつつ、新居着工に向けた段取りを整えて着工することは困難であったといえるし、その後、建設用地の購入がスムーズに進んだとしても、その時点で上記のような状況が改善されるような事情は見当たらないから、請負契約書の作成段階でBの新居を完成させることは現実的には困難であったといえる。

そして、被告人としても、X工務の上記のような状態は当然認識していたと推認

でき、被告人は、約８か月でＢの新居を完成させることはできないと認識していたのに、Ｂに約８か月でＢの新居を完成させる旨告げるなどし、工事代金が必要と告げたと推認でき、その上で約定どおり新築工事が完了すると誤信したＢから２００万円の振込入金を受けたというべきである。

したがって、被告人にＢに対する詐欺罪が成立する。

被告人は、建設用地となる土地は従業員が１２月に見つけており、Ｂに連絡して、Ｂも見に行ってもうそこに建てればよいと言っていた、Ｂはリバースモーゲージを利用して請負代金を払うことになっており、Ｂが融資を受けるに際し、令和４年３月に見積書を作ったが、その後Ｂから連絡はなく、同年７月か８月になって、Ｂが電話してきた、融資の審査が下りなかったことや、Ｂが１２年前に倒産していたことを初めて聞いたなどと供述するが、信用できるＢの証言によれば、Ｂが購入する土地が１２月に決まったということはないし、Ｂが、融資審査に際して被告人に告げていない信用情報があったからといって、詐欺罪の成否に影響するものではなく、前記検討によれば、被告人に詐欺の故意があったことは揺るがない。

４ 弁護人の主張について

弁護人は、被告人の供述を前提に、①被告人は、災害リバースモーゲージ制度（災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例）を利用して、住宅の再建等を希望する被災者に営業活動をしてきたところ、これに被災者生活再建支援金及び利子助成事業と併せれば、被告人が住民に説明していたように、１０００万円の家を月々１万円で建てられるというのも誤りではなく、被告人としては、うまく宣伝すれば確実に利益を上げて住民の役にも立てるという自信を持っていたから、Ａらとの請負契約の履行も可能であると認識していたが、人吉市等の地方自治体や消費者生活センター等が制度を十分に理解することなく、そのような制度はない旨を述べるなどしたため、顧客からキャンセルを相次ぎ受けるなどしてＸ工務の資金繰りが悪化した結果、施工ができなくなったにすぎない旨主張するとともに、②被告人は、Ｘ工務のために自己資金を投入しており、約定どおりに履行する意思がないのであればし

ないであろう行動もしているなどと主張している。

しかしながら、①そもそも、本件証拠上うかがわれる人吉市の職員等によるX工務の営業活動に関する注意喚起等がX工務の営業活動に対する不当な営業妨害などとは到底評価できない。もっとも、仮に、被告人がAらとの間で請負契約書を取り交すなどした段階において、今後行政機関等による注意喚起等が行われることになるとは思っていなかったとして、そのことが被告人の詐欺の故意の有無に影響を与えるか検討する。災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例等を利用することで、被災者が住宅を再建しやすくなるとしても、同制度では建築費用の全額が融資されるわけではないから、被災者生活再建支援金を融資で賄えない自己資金分に充てるとしても、住宅の建設費用によっては同支援金を超える自己資金が必要となる場合があり得るし、融資審査の結果、融資がなされなかったり、融資額が減額される場合もあり得る。また、同制度を利用すると、借受人死亡時に相続人が元金を一括返済しなければ、抵当権が実行等されることになるから、相続人に自宅を相続させたいなどの希望がある場合には利用をためらう場合があり得る。住宅再建を考える者としては、このような事情や、建築会社等の説明内容や信頼性等を考慮して、そもそも住宅を再建するかや、上記制度を利用するか、どの建築会社等に依頼するかを決めることになる。したがって、当然ながら、行政機関等が被告人らの営業活動について注意喚起等をしていなかったとしても、X工務が同制度を宣伝さえすれば、確実に被災者が同制度を利用して住宅再建を決断してX工務に依頼をし、融資審査やX工務の工事も滞りなく順調に進み、確実に被告人に利益が得られるということが約束されているわけではない。そして、前記検討によればそのようなことを被告人が信じていたといえる状況にもないから、被告人に詐欺の故意があったことは揺るがない。②被告人が自己資金を投入したからといって、被告人が約定の期限を過ぎてでも住宅を新築しようと思っていたとはいっても、約定を確実に守ろうとしていたとはいえない。

したがって、弁護人の上記主張は採用できない。また、弁護人は、他にも被告人

に詐欺罪が成立しないとして種々の主張をするが、前記検討に照らしていずれも採用できない。

5 以上の検討により、被告人には判示各記載の詐欺罪が成立すると判断した。また、被告人に対する令和6年6月13日付け起訴状記載の公訴事実のうち、同起訴状別表番号1の土地代金名目での詐欺については犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により無罪の言渡しをする。

(量刑の理由)

被告人は、工務店を経営し、資金繰りが悪化する中、約定どおりに建物を完成させることができないのに、災害で住居を失うなどした被害者3名から、新築工事費用名目で多額の金銭を詐取したのであり、卑劣な犯行というほかない。被害額は、合計1500万円であって、結果は重いが、被害弁償はされておらず、今後被害回復がされる現実的可能性も低い。

以上の犯情からすれば、被告人に対しては実刑判決をもって臨むべきものであり、被告人が、被災した被害者ら及び被告人らの営業活動に注意喚起をしていた行政機関等に責任転嫁するような発言をしていることも強い非難に値するが、被告人は実際に工務店を経営して住宅新築工事等を行っていたものであり、無謀な経営判断を続けていたとはいえるものの、およそ工事をするつもりもないのに架空の工事代金を詐取した事案とは異なること、平成19年以降前科はないことなども踏まえ、主文の刑を量定した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑一懲役5年)

令和8年6月11日

熊本地方裁判所刑事部

裁判官 賀 嶋 敦